

参考資料 1

一般廃棄物会計基準の活用事例の概要

自治体名	長野県 長野市	人口 (平成18年10月現在)	383,027人
概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成。 廃棄物会計を活用し、ごみ処理の有料化の検討を実施。 		
廃棄物会計の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭ごみの有料化の制度」の中で市民が負担する手数料の設定にあたっては、現状のごみ処理コストを把握する必要がある 長野市では、これまで全国都市清掃会議の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に基づき原価計算を行ってきたが、手引きの策定年次が昭和54年と古いこと、廃棄物種類別の算定が必要であること等の理由から、環境省が策定した標準的なコスト算定基準である「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理コストを計算することとした。 		
廃棄物会計の利用経緯・実態	<p><全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引」と環境省「一般廃棄物会計基準」の比較></p> <ul style="list-style-type: none"> 両手法の相違点を説明するため、2つの手法の比較表を作成。2つの手法により算出されたごみ処理コストが異なる可能性があるため、その理由を説明する際に、この比較表を利用。 <p><事業別ごみ処理原価参入経費一覧表></p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理原価参入経費を整理することで、ごみ処理原価の根拠が明確になる上、どの部門のどの事業にどの程度の経費がかかっているかを俯瞰的に把握することが可能。 <p><原価計算結果></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」に基づき「可燃ごみ」「不燃ごみ」のごみ処理原価を算定。 <p><手数料の検討材料></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」に基づき算出した原価から「ごみ袋1袋あたりのごみ処理原価」や「1リットルあたりのごみ処理原価」を求め、ごみ処理手数料の検討材料として利用。 		
廃棄物会計の留意点	<p><自治体間比較></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理コストを算出している自治体が少ない上、ごみ処理有料化の検討材料として用いている自治体がないことから、他の自治体の状況を参考にすることができなかった。 <p><住民説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」では、ごみ種別のコストが算出されるが、住民説明に利用する資料としては若干詳細すぎるきらいがあり、表現の工夫が必要である。 <p><原価の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの排出抑制などにより、ごみの排出量が減った場合は、現状よりもごみ処理原価は増加してしまう。例えば、ごみ処理施設の処理能力等も考慮して評価を行うべきである。 <p><データの入力></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物会計基準に基づき財務諸表を策定するには、まず、「一般廃棄物会計基準作成支援ツール」に入力するデータを整備する必要がある。自治体が保有しているデータは、同基準に入力できるような形式では整理されていないため、自治体が整理したデータから、入力に必要な数値を抽出したり、加工したりする必要がある。 <p><廃棄物会計の算定の範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物会計の算定の範囲を判断することが難しい。 		

自治体名	長野県 千曲市	人口 (平成18年10月現在)	63,746人
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成。 ・ ごみ処理システムの検討にあたって廃棄物会計の活用を想定。 		
廃棄物会計の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千曲市では、収集運搬を民間業者に委託している。毎年入札にて業者を選定しており、委託費は毎年同程度の額である。また中間処理、最終処分は一部事務組合（葛尾組合：千曲市及び坂城町で構成）に委託している。 ・ 千曲市では、住民に対するごみ処理に係る経費の説明責任を果たす必要があると感じ、「一般廃棄物会計基準」に基づくごみ処理コストの算定を試行した。なお、千曲市では平成22年度にごみ処理の有料化を控えており、将来的にはごみ処理手数料の算定根拠として廃棄物会計を利用する可能性もある。 		
廃棄物会計の利用経緯・実態	<p><利用経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千曲市では、以前からごみ処理コストに関する検討を行ってきた。収集運搬部門の委託費の妥当性を確認するため、グリッドシティモデル（都市構造が均一で格子状であるものと仮定し、年間総収集距離を算出する手法）を利用して分析したこともある。 ・ ごみ処理に係る経費の設定にあたっては、統一的な基準に基づき、原価を算定する必要があると考えたことから、国に対して基準の作成を要請した経緯がある。 ・ 平成19年6月に環境省より一般廃棄物会計基準が公表され、会計基準の説明会に参加するとともに、同基準に基づくコスト算定を行った。 		
廃棄物会計の留意点	<p><内部管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 千曲市では、中間処理、最終処分を一部事務組合に委託している。組合を構成する市町ごとの処理量として一部事務組合が公表している数値は、各市町が実際に収集し、一部事務組合へ搬入したごみ量ではなく、一部事務組合の処理量の合計量を人口按分した値となっており、実際とは異なる数値となっている。 ・ 廃棄物会計をごみ処理システムの評価等に利用するには、まずは、毎年、廃棄物会計基準に基づくごみ処理コストの算定を行い、品目ごとのごみ処理コストの経年比較を行う必要がある。 		

自治体名	三重県 四日市市	人口 (平成18年10月現在)	304,941人
概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成。 		
廃棄物会計の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 今後、事業系ごみの搬入手数料の見直しの際には、国が定めた標準的な手法である「一般廃棄物会計基準」で算定したごみ処理原価をごみ処理手数料の根拠として活用する可能性を検証するため、試行した。 		
廃棄物会計の利用経緯・実態	<p><現状の利用実態></p> <ul style="list-style-type: none"> 四日市市では、全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価の手引」を利用せず、独自の方法でごみ処理に係る経費を積み上げ、原価を算定していたが、三重県の試行事業に参加して以来、過去3年間にわたって「一般廃棄物会計基準」に基づく算定を行ってきた。 <p><今後の利用の方向性①：事業系ごみ搬入手数料の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」に基づき算定したごみ種別のごみ処理原価等を事業系ごみの搬入手数料の見直しに活用したいと考えている。特に焼却灰関連のコストを明確化したい。 <p><今後の利用の方向性②：新たな分別収集方式の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ペットボトルのごみ処理原価を白色トレイの分別収集の検討に利用することも考えている。四日市市では、現在、白色トレイの分別収集は行っていない。白色トレイの収集にあたっては、収集量自体は少ないものの、かさが大きく、単品で分別収集すると非効率になることから、他の品目と混載して収集することが考えられる。このような検討を行う際に、廃棄物会計を利用し、コスト面でも合理的な分別収集のあり方を検討していきたい。 		
廃棄物会計の留意点	<p><住民説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、ごみ処理コストを市のごみレポート等を通じて積極的に市民に公表していきたいと考えている。ただし、市民に対してごみ処理コストを公表する際には、市民にとって理解しやすい数値であることが重要となる。例えば、市民一人のごみ排出量あたりや標準的な1世帯（4人家族）のごみ排出量あたりのごみ処理コストなどに各自治体が工夫して加工する必要がある。 <p><廃棄物種類></p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装を中心とした分類であるため、乾電池や金属類などについては、「その他の資源」としてまとめて入力することになる。今後、「その他の資源」に分類されている品目の処理のあり方を検討するためには、乾電池、蛍光管、金属類、廃食用油など、個別の品目ごとにコストを算定できる仕組みが必要となる。 <p><廃棄物会計作成体制></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物会計を経年的に作成するには、廃棄物会計の担当者が異動した際にも、新たな担当者が廃棄物会計を行うことができるよう、算定に使用した数値等について出典が分かるような形で整理しておく必要がある。 <p><中間処理と資源化の定義></p> <ul style="list-style-type: none"> 「中間処理」と「資源化」の判断を迷うことが多い。四日市市では、焼却灰の処理を民間業者に委託している。四日市市では、焼却灰の処理は、資源化であると考え、廃棄物会計の算定にあたっては「燃やすごみの資源化」として計上している。 		

自治体名	埼玉県 さいたま市	人口 (平成 18 年 10 月現在)	1,192,418 人
概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成。 		
廃棄物会計の 利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの手数料の見直しを予定しており、その際、国が定めた標準的な手法である「一般廃棄物会計基準」にて算定したごみ処理経費を参考としたいため、試行した。 		
廃棄物会計の 利用経緯・実態	<p><現状の利用実態></p> <ul style="list-style-type: none"> さいたま市では、従来から独自の方法にてごみ処理経費を算出している。ごみ処理全般に要する経費を積み上げ、1トンあたり、1人あたり、1世帯あたりのごみ処理経費を算出し、市民に公表している。 公表しているごみ処理経費は、算入経費や減価償却の考え方がさいたま市独自の方法であるため、その妥当性を検証する目的で、国が定めた標準的な手法である「一般廃棄物会計基準」にて、ごみ処理経費の算定を行うこととした。 現在、基準に基づくごみ処理経費の算定を行っている最中で、支援ツールによる入力・出力内容を精査している段階であるため、現時点では、算定されたごみ処理経費の活用には至っていない。 <p><今後の利用の方向性①：事業系ごみの処理手数料の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」を用いて事業系ごみの処理原価を算出し、事業系ごみ処理手数料の設定資料として活用していくことを検討。 他の自治体の処理経費と比較検討するためには、独自の方法ではなく、国が定めた標準的な手法に基づく算定が必要。 <p><今後の利用の方向性②：市民への説明資料としての利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」にて算定したごみ処理コストを市民の説明資料として利用していきたい。 既に、独自の方法で算定しているごみ処理経費については、これまで、毎年度清掃事業概要や環境通信等を通じて公表してきたが、「一般廃棄物会計基準」が公表されたことから、同基準に基づきごみ処理経費を算定し、その結果を市民への説明資料とすべきであると考えている。 		
廃棄物会計の 留意点	<p><廃棄物会計の説明資料としての利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物会計基準」にて算定したごみ処理コストを市民への説明用資料として利用していきたいと考えている。 ただし、市民に対してごみ処理コストを公表する際には、市民が分かりやすい表示形式であることが求められる。「一般廃棄物会計基準」に基づき算定された収集運搬、中間処理、最終処分、資源化といった部門ごとの原価は、市民には詳細すぎ、理解しづらいと考えている。市民に公表する際には、例えば、「燃えるごみ1トンあたりの処理には〇〇円がかかっています」のように、ごみ処理全体のコストを表示するような工夫が必要となる。 <p><原価の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化対策などを実施して、ごみの排出量が減った場合、場合によってはごみ処理原価が増加してしまう可能性もある。減量化対策等の効果等も適切に評価できるような原価の算定方式を検討する必要がある。 例えば、ごみ処理原価を「ごみ処理を行う上で必ず必要となる固定費用」と「自治体の取組等によって削減できる変動費用」等に分類して表現すること等が考えられる。 		

自治体名	愛知県 名古屋市	人口 (平成18年10月現在)	2,223,148人
概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類は作成していないが、廃棄物処理に係るコストを公表。 		
廃棄物会計の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市では、平成10年度の「ごみ非常事態宣言」以降、循環型社会を目指した Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の施策を積極的に推進している。 これらの効果を検証することを目的として、名古屋市では従来から独自の手法にてごみ処理コストの算定を行い、「名古屋ごみレポート」を通じて公表している。 		
廃棄物会計の利用経緯・実態	<p><現状の利用実態①：処理経費の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> 名古屋市では独自の計算手法を用いてごみ処理・資源収集等に伴うコストを算出している。処理経費については収集処理経費、管理部門経費等、減価償却費等の3つに分類し、総処理費用とその内訳を整理している。 「名古屋ごみレポート」では、処理経費が過去と比較してどの程度変化しているのか、処理経費の減少幅が少ない理由等についても説明されている。 またごみ処理経費の変化を説明するために、収集体制の変化についても、車両数、収集人員を記載している。 <p><現状の利用実態②：ごみ処理・資源収集等の単価></p> <ul style="list-style-type: none"> 独自の手法にて算出したごみ処理・資源収集等の単価を公表している。単価についてはごみに関しては、収集、焼却・破砕等、埋立管理部門経費等、減価償却費等の3つに分類し、資源に関しては、収集、選別等、容リ協への委託料の3つに分類し、その内訳を整理している(以下、参照)。 「名古屋ごみレポート」では、ごみ処理・資源収集等の単価を示すとともに、資源収集等の経費はごみ処理の経費の約1.5倍であること等についても説明している。 <p><今後の利用の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後のごみ処理コストについては「一般廃棄物会計基準」に基づき算定を行うことを計画中である。 		
廃棄物会計の留意点	<p><自治体間比較></p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理コストについては、他の自治体との比較なしでは、自市がどの程度の水準にあるかがわからないため、自治体間比較の必要性を感じている。 ただし、人口規模や処理システムが類似している自治体間にてごみ処理コストを比較しなければ意味のない結果となってしまう。例えば、政令指定都市間や収集運搬方式、処理方式が同様である自治体間にて比較を行うことを考えている。 <p><ごみ処理コストの公表></p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理コストを住民へ公表する場合、1kgあたりなどのごみ量あたりでは、住民には身近に感じられないと考えている。例えば、ごみ袋1袋あたりのごみ処理コスト等の形に加工し、市民に分かりやすい形にて公表することを検討している。 		